

公 示

令和 8 年度下半期における臨時海技士国家試験を下記のとおり実施するので
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 2 2 条第 3 項の規定により公示する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

内閣府沖縄総合事務局長

記

試験開始日	試験地	試 験 種 別	予定人員	備 考
令和 8 年 1 1 月 1 0 日	石垣市	四級海技士（航海） 五級海技士（航海） 六級海技士（航海） 内燃機関四級海技士（機関） 内燃機関五級海技士（機関） 内燃機関六級海技士（機関）	4 0 人	石垣市、竹富町、与那国町に所在地を有する船舶運航事業者及び内航海運業者に所属する船員並びに石垣海上保安部に所属する職員に限る。
令和 8 年 1 2 月 1 日	宮古島市	四級海技士（航海） 五級海技士（航海） 六級海技士（航海） 内燃機関四級海技士（機関） 内燃機関五級海技士（機関） 内燃機関六級海技士（機関）	4 0 人	沖縄県立宮古総合実業高等学校の在校生、卒業生及び宮古島市に所在地を有する船舶運航事業者、内航海運業者に所属する船員並びに宮古島海上保安部に所属する職員に限る。

- （注） 1. 試験申請書の受付期間は、令和 8 年 1 1 月 1 0 日開始の試験については令和 8 年 1 0 月 1 3 日～令和 8 年 1 0 月 2 6 日まで、令和 8 年 1 2 月 1 日開始の試験については令和 8 年 1 0 月 2 7 日～令和 8 年 1 1 月 5 日までとする。
2. 受験者数が予定人員より著しく少ないときは、当該試験を中止することがある。
3. その他試験実施に必要な事項は、その都度公示する。